

周南市中小企業振興融資制度「原油価格・物価高騰緊急対応資金」Q&A (R4.8.1版)

Q1 融資対象者は？

A1 周南市内に住所や事業所を有し、1年以上の事業実績がある小規模・中小企業者
※法人の場合、本店・支店問わず、事業所所在地が周南市内であること
※個人の場合、事業主の住所が周南市内であること

Q2 取扱期間は？

A2 令和4年8月1日融資実行分～令和5年3月31日融資実行分まで

Q3 融資対象要件は？

A3 原油価格や物価高騰の影響により、最近3か月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期と比較して3%以上減少している方

Q4 融資対象要件の「最近3か月」とは？

A4 申請月を除いた直近3か月のこと。
未集計の場合、最大で3か月遡ることを可能とする。
例えば、令和4年8月に申請であれば、5～7月の3か月間で比較する。
未集計の場合最も遡って2～4月の3か月間で比較することが可能。

Q5 通常提出する書類の他に必要な書類はあるか？

A5 別記様式第5号の2「原油価格・物価高騰緊急対応資金対象要件申告書」が必要です。
要件申告書内の「最近3か月の売上高」が確認できる書類も添付してください。
(売上高の確認資料は、売上台帳や試算表など様式は問わない。)

Q6 市制度融資の他資金からの借り換えは可能か？

A6 借り換えはできない。

Q7 契約口数は？

A7 融資限度額の範囲内において、2口目の契約を可とする。